

記入見本（注意事項省略）

史料・図書複製申請書

2021 年 1 月 21 日

東京大学史料編纂所長殿

個人申請の場合、責任者名、担当者名は必要ありません。所属がある場合は、所属先を記入してください。

申請者 氏名または機関名

赤門出版社

押印は不要です。

責任者名

本郷 太郎

所属

住所又は所在地

〒 113-0033

東京都文京区本郷 7-3-1

担当者名・電話番号

東大史子

Tel. 03-5841-5962

メールアドレス

example@example.jp

東京大学史料編纂所史料・図書運用管理規定により、下記のとおり申請します。

請求記号	史料・図書名	複製箇所	使用フィルム	用紙サイズ
① 島津家文書-76-10-1	薩藩勝景百図一海辺	全	デジタルデータ	デジタルデータ CD-R
② 2001 3 636	群書類従 524	17丁裏-18丁表	35mm マイクロ	グレースケール A4
「請求記号」は、「-(ハイフン)」で改行しても構いません。複数冊ある史料は、何冊目かを必ず記入してください。		「複製箇所」は、明確に特定できるように記入してください		
④	「使用フィルム」は上にサイズ、下に種類を「用紙サイズ」は上にカラー・モノクロの別、下に出力方法を記入してください。（詳細は次のページ）		サイズ 種類	カラー・モノクロ 出力方法
複製目的・請求書宛先・複製品送付先について、該当箇所の□にチェックを入れてください。		出版・掲載・放映等に使用する場合は、掲載に関する回答の受付番号を記載してください		
複製目的	<input type="checkbox"/> 調査・研究 <input type="checkbox"/> 教材 <input type="checkbox"/> 図書館業務 <input checked="" type="checkbox"/> 出版・掲載・放映等 2020-XXXX <input type="checkbox"/> その他()			
請求書宛先	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> その他()			
複製品送付先	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> その他()			
<input type="checkbox"/> 申請を承認します。 <input type="checkbox"/> 申請史料・図書()は、下記理由により申請を謝絶します。 <input type="checkbox"/> 所蔵なし <input type="checkbox"/> 複製不能(破損等) <input type="checkbox"/> その他:		請求書の宛先、請求書と製品の送付先についての指示、公費などの場合の見積書添付の必要がある場合は、その他欄で指定してください		
		受付番号		

記入見本（注意事項省略）

使用フィルム・用紙サイズの一覧

使用フィルム(サイズ)

- ・6×7
- ・4×5
- ・16mm
- ・35mm

※本所所蔵フィルムから複製する場合、この一覧に掲載されていないサイズとなる場合があります。詳細は、複製に関するお問い合わせへの回答でご案内いたします。

使用フィルム(種類)

- ・マイクロ
- ・ポジカラー
- ・ネガカラー
- ・モノクロネガ
- ・デジタルデータ

用紙サイズ(カラー・モノクロ)

- ・コピー用紙・グレースケール
- ・コピー用紙・白黒2値
- ・コピー用紙・カラー
- ・印画紙・モノクロ
- ・印画紙・カラー
- ・デジタルデータ

←記入の際、「コピー用紙」と「印画紙」は省略可能です。
 例：コピー用紙・白黒2値を希望の場合→「白黒2値」と記入
 印画紙・モノクロを希望の場合→「モノクロ」と記入

用紙サイズ(出力方法)

- ・コピー用紙・B5
- ・コピー用紙・A4
- ・コピー用紙・B4
- ・コピー用紙・A3
- ・コピー用紙・A2
- ・コピー用紙・A1
- ・コピー用紙・A0
- ・印画紙・手札
- ・印画紙・キャビネ
- ・印画紙・六ツ切
- ・印画紙・四ツ切
- ・印画紙・大四ツ切
- ・印画紙・半切
- ・印画紙・全紙
- ・CD-R

←記入の際、「コピー用紙」と「印画紙」は省略可能です。
 例：コピー用紙・A3を希望の場合→「A3」と記入
 印画紙・キャビネを希望の場合→「キャビネ」と記入

複製物は、原則として写真印画紙あるいは普通紙（コピー紙）でお渡します。

デジタルデータでのお渡しは、以下に該当する場合に限りです。

A) 本所が原本を所蔵する史料および原本が焼失・滅失した史料の場合

B) 上記A)に該当しない史料の場合は、申請者が機関であり複製目的が出版・放送・展示等である場合

（Bは原則として原本所蔵者の承諾が必要です）